

「標準的な運賃」と徳島起点の主要都市早見地図 (国土交通省 2024年3月22日告示)

(四国運輸局)

I 距離制運賃 運賃表

以下の運賃表は標準的な運賃の告示をもとにキロ程を1,000kmまで表示しています。

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		13,180	15,690	20,470	26,010
20km		14,880	17,710	23,290	29,820
30km		16,580	19,730	26,120	33,640
40km		18,280	21,750	28,940	37,450
50km		19,980	23,770	31,760	41,270
60km		21,680	25,790	34,590	45,080
70km		23,380	27,810	37,410	48,890
80km		25,080	29,830	40,240	52,710
90km		26,780	31,850	43,060	56,520
100km		28,480	33,870	45,880	60,330
110km		30,170	35,890	48,700	64,140
120km		31,870	37,910	51,520	67,950
130km		33,570	39,930	54,340	71,760
140km		35,270	41,950	57,160	75,570
150km		36,970	43,970	59,980	79,380
160km		38,670	45,990	62,800	83,190
170km		40,370	48,010	65,620	87,000
180km		42,070	50,030	68,440	90,810
190km		43,770	52,050	71,260	94,620
200km		45,470	54,070	74,080	98,430
220km		48,870	58,070	78,480	104,830
240km		52,270	62,070	82,880	111,230
260km		55,670	66,070	87,280	117,630
280km		59,070	70,070	91,680	124,030
300km		62,470	74,070	96,080	130,430
320km		65,870	78,070	100,480	136,830
340km		69,270	82,070	104,880	143,230
360km		72,670	86,070	109,280	149,630
380km		76,070	90,070	113,680	156,030
400km		79,470	94,070	118,080	162,430
420km		82,870	98,070	122,480	168,830
440km		86,270	102,070	126,880	175,230
460km		89,670	106,070	131,280	181,630
480km		93,070	110,070	135,680	188,030
500km		96,470	114,070	140,080	194,430
550km		104,870	122,470	152,480	211,230
600km		113,270	130,870	164,880	228,030
650km		121,670	139,270	177,280	244,830
700km		130,070	147,670	189,680	261,630
750km		138,470	156,070	202,080	278,430
800km		146,870	164,470	214,480	295,230
850km		155,270	172,870	226,880	312,030
900km		163,670	181,270	239,280	328,830
950km		172,070	189,670	251,680	345,630
1,000km		180,470	198,070	264,080	362,430
50kmを増すごとに加算する金額		8,390	9,770	13,360	17,990

II 時間制運賃 運賃表

(単位:円)

区分	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	8時間 ^{※1}	33,140	40,640	53,870	69,470
	4時間 ^{※2}	19,880	24,380	32,320	41,680
加算額	距離(10km)	340	410	630	920
	時間(1時間) ^{※3}	2,890	3,030	3,260	3,830

※1 基礎走行キロは、小型車は100km、中型車以外のものは130km
 ※2 基礎走行キロは、小型車は50km、中型車以外のものは60km
 ※3 4時間制の場合であって、午前から午後へわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。

※下記の地図に示した距離制運賃に、右記のⅢ～Ⅹを加えて運賃を算出してください※



<利用上の留意点>

- 早見地図は、四国運輸局の運賃表を基礎に、出発地から主要な都市までの運賃を算出しました。
- 出発地からの距離は、徳島県庁から各都府県庁の所在地で算出しています。
- 出発地から各都市へのキロ程は地図ソフトを使用し、高速道路利用を条件として距離を求め処理しています。
- 記載している運賃は、距離制運賃表に基づく運賃額のみを算出したものです。
- 記載している運賃は一例であり、ご利用にあたっては、実際の運行ルートに基づきキロ程を求め、運賃を算出してください。
- **この運賃等には消費税は含んでおりません。**

Ⅲ 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

$$\left(\begin{array}{l} \text{車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は} \\ \text{車種別の時間制運賃のいずれか及び} \\ \text{これらの運賃に付随する料金} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{最大積載個数又は重量} \\ \times \\ \text{基準積載率(〇〇\%)} \end{array} \right)$$

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

Ⅳ 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅶに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

- (1) 通常想定される配達予定日より早く配達を希望した場合 ○割
- (2) 有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について○割以上

※〇は、各運送事業者において設定するものとする。
 ※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、○割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラー車の2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車 石油製品輸送車	大型車又はトレーラー車の3割
化成品輸送車	大型車又はトレーラー車の4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラー車の5割以上

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

V 待機時間料

(単位:円)

時間	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,680	1,760	1,890	2,220
Ⅶに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額		2,010	2,110	2,270	2,670

Ⅵ 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】 (単位:円)

時間/内容	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080	2,180	2,340	2,750
	手積みの場合	2,000	2,100	2,260	2,650
Ⅶに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490	2,610	2,810	3,300
	手積みの場合	2,400	2,520	2,710	3,180

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

Ⅷ 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

Ⅸ その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両両通関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅹ 燃料サーチャージ

燃料サーチャージを適用する場合は別に示す